

第5回いわき市下水道事業等経営審議会議事録

- 日 時 令和5年3月16日(木) 午前10時～12時
- 場 所 本庁舎第3会議室
- 出席者 1 委員
(出席:11名)
秋葉 米造、飯田 教郎、岡 光義、金田 晴美、
河合 伸、小松 ひと美、鈴木 俊彦、高荒 智子、
原田 正光、蛭田 光治、油座 順子 ※五十音順・敬称略
- 2 事務局
 - ・生活環境部
渡邊生活環境部長
 - ・生活排水対策室
草野生活排水対策室長
 - ・経営企画課
高橋経営企画課長、阿部経営企画課主幹兼課長補佐、
田仲経営企画係長、藤田財務係長、箱崎業務係長、
川嶋主査、宇佐美主査
 - ・下水道事業課
矢吹下水道事業課長
 - ・北部下水道管理事務所
吉村北部下水道管理事務所長
 - ・南部下水道管理事務所
鈴木南部下水道管理事務所長
- 配布資料
 - ・下水道事業経営戦略の進捗状況と評価について(資料1)
 - ・下水道事業経営戦略の進捗状況と評価について(資料1抜粋版)
 - ・投資・財政計画について(資料2)

1 開会

2 報告

(前回の議事録について)

第4回経営審議会の議事録について、議事録署名人による署名後、1月16日に市公式ホームページへ掲載したことを報告した。

3 議事

(1) 議事録署名人の選出

今回の議事録署名人は、会長の指名により、河合委員と小松委員に決定した。

4 説明

(1) 下水道事業経営戦略の進捗状況と評価について

(2) 投資・財政計画について

5 質疑応答

【経営戦略の進捗状況と評価について】

(委員)

経営戦略（中間見直し版）たたき台の用語集（P29～32）に「雨水公費・汚水私費の原則」の言葉が記載されていない。「雨水公費・汚水私費の原則」は、下水道事業にとって一丁目一番地の考え方があり、その理解があつて、ほかの議論にもつながってくると思うので、用語集に追加してほしい。

また、資料2頁に「水洗化促進活動による接続率の向上」と記載されているが、現在、水洗化普及員は何名配置しているのか。普及員の活動により、接続率の向上にどのくらい効果があつたのか、その実績を数字（%）で教えてほしい。

(事務局)

水洗化普及員は、北部下水道管理事務所に2名、南部下水道管理事務所に3名、計5名配置している。下水道の接続率（水洗化率）については、令和元年度が94.1%であり、令和3年度は94.7%まで向上している。

「雨水公費・汚水私費の原則」については、下水道事業経営において重要な言葉であることから、用語集に追加させていただきたい。

(委員)

水洗化普及員による個別訪問は、一定の効果があると評価しているのか。

(事務局)

水洗化率が向上していることから、一定の効果はあると考えている。

(委員)

1点目として、資料6頁の「(3)持続性をたもつ」の「①適切な施設管理・運営」の箇所「包括的民間委託の導入により、事後保全型から予防保全型への転換を図る」と記載されているが、包括的民間委託を導入すると、どのような形で予防保全型に転換が図られていくのか教えてほしい。

2点目として、資料6頁の「施設の統廃合・再編によるコスト削減」について、東部浄化センターと中部浄化センターを統廃合することにより、どのくらいのコスト削減が見込まれるのか。ざっくりでも良いので、明示いただけると、市民の皆様により明確に見える化が進み、今後の様々な工事について納得感が得られると思う。

(事務局)

1点目として、予防保全型の維持管理については、施設の故障や機能不全になる前に、修繕・改築を行い、機能を維持する手法であり、実際壊れてから直すよりも、コスト削減につながるという取組みである。

包括的民間委託については、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により、効果的・効率的な運営ができるよう、複数の業務を包括的に、複数年度にわたり委託するような形となっている。

2点目として、2つの浄化センター(東部浄化センターと中部浄化センター)を1つに統廃合することで、一元的に施設整備ができるとともに、その維持管理についても集約管理することができる。

コストの縮減効果については、東部浄化センターを改築し、そのまま引き続き使用する場合と比較して、①建設費用で約21億円、②維持管理費用で年間約1億4,000万円程度が見込まれる。

これらの事業効果、コスト縮減などについては、何らかの手段でもって広報していきたいと考えている。

(委員)

包括的民間委託によって、事後保全型から予防保全型につながることに、なぜつながるのか、もう少し詳しく説明してほしい。

(事務局)

事後保全型というのは、施設・設備が故障したり、機能不全となってから直していくという考え方である。それに対し、予防保全型については、管路のカメラ調査などを事前に実施し、ひび割れの箇所や、上から土が落ちている箇所などを確認後、大きな事故になる前に、事前に直したりする考え方で、結果的に施設の延命化につながるものである。

そのため、今後は、予防保全型にすることで、より安全になること、トータル費用を考えたときに、壊れてから直すよりも、壊れそうなものを直した方が安くなること、なおかつ延命化できるということなどから、維持管理するものについては、予防保全型が望まれている。

本市としても、これまで予防保全型が望まれることが分かっているながらも、毎年、急に切り替えることができない状況にあったことから、今回、管路の包括的民間委託を行うことと合わせて、予防保全型に切り替えていきたいと考えている。

(委員)

下水道事業の管理運営については、包括的民間委託、PFIやコンセッション方式、指定管理者など様々な手法があると思うが、いわき市では、どの手法でいくのか、その基本的な考え方のようなものがあれば教えてほしい。

(事務局)

本市の処理場については、以前から包括的民間委託を導入している。管路については、令和6年度からの包括的民間委託の実施に向けて事務を進めているところであり、管路のカメラ調査、修繕、清掃などをまとめて業者にお願ひし、3年間で業務をお願ひしたいと考えている。

本市の下水汚泥等利活用事業については、PFI事業ということになるが、事業者が(D)デザインを行い、(B)ビルドで作り、(O)オペレーションで管理していくということで、DBOを採用している。

コンセッション方式については、下水道事業の運営権を事業者に渡すものであり、施設の所有権は市であるが、施設の維持管理、修繕、下水道使用料の料金徴収までをお願ひし、そのお金で維持管理をしていただくというものである。

コンセッション方式(処理場)の採用は、今のところ全国で2つの事例しかない。平成30年4月から静岡県浜松市、令和2年4月から高知県須崎市が採用している。将来的には、このような流れになるかも知れないが、本市としては、それぞれの管理の中で、できるものから業務を集約して業者に委託していく考えで、まずは包括的民間委託で進めていくというのが現状となっている。

【投資・財政計画について】

(委員)

資料 20 頁の左側に経費回収率の表があり、全国平均で 86.1%、類似都市で 84.2%、いわき市で 80.7%となっている。

これだけをみると、いわき市が遅れを取っている印象を受けた。いわき市全体の財政状況も厳しいと思うが、足りない部分を一般会計からの繰入で賄っているということなのか。いわき市は、全国、類似都市よりも、一般会計の負担が大きいと考えてもよいのか。

(事務局)

経費回収率については、資料 20 頁に記載のある計算式のとおり、汚水処理費に対する使用料収入の割合である。本市は、汚水処理費の中に、維持管理費と減価償却費（資本費）のほか、分流式下水道に要する経費も含めて計算している。ほかの都市では、分流式下水道をはじめ、一般会計で負担する公費分を除いた形で計算しているところもあるので、そこと比較すると厳しい数字になっている。

資料 20 頁に記載の経費回収率については、分母（汚水処理費）の中に減価償却費も含まれているため、いわゆる 100%現金支出とはなっていない。その上で、現金としては賄うことができている形となっている。このため、現金のマイナス分を一般会計で負担しているような形とはなっていない。

(委員)

下水道事業経営戦略（中間見直し版）のたたき台（21 頁）に、「一般会計からの多額の繰入によりその事業費を賄っている」と記載されているが、これはどのようなことか。

(事務局)

資料 2 頁の右側に円グラフがあり、他会計負担金が 28 億円となっている。この負担金の中には雨水の処理費用と、一部の汚水処理の費用が含まれている。この負担金については、「雨水公費、汚水私費の原則」のとおり、雨水の処理費用は一般会計（税金）で賄うこと、汚水の処理費用は汚した水を流した方に下水道使用料で賄ってもらうということが大原則となっている。他会計負担金 28 億円のうち、約 16 億円が雨水の処理費用となっており、残りは汚水処理費用の相当分を一般会計から繰り入れていただいている。

汚水でも、分流式の下水道の汚水処理にかかっている経費がある。この分流式下水道の経費については、一般会計からの繰入が認められているルール上（基準内）の繰入金となっている。

地方公営企業を経営していく上では、当然利益を追求するが、一方で、公営企業という立場上、どうしても、住民の方々に、きちんとした公共サービスを行うため、あえて高いお金・高いコストがかかっても、住民にサービスを提供しなければならないという側面もある。

ここで出てくるのが分流式下水道に要する経費である。下水道は、雨水、汚水の2種類の水を処理しているが、雨水と汚水を1本の管で処理しているものを合流式、汚水は汚水、雨水は雨水で管を2つに分けてるものを分流式という。

分流式の場合、汚れた水は浄化センターまで運んで綺麗にしてから川に放流する。雨水は、汚れた水ではないので、処理場まで運ばず、途中で川に放流するような形となる。

合流式の場合、汚れた水も雨水も両方処理場に運ばれるので、例えば、台風級の大雨が降った場合、短い時間の中に一気に水が処理場に運ばれることになってしまう。この場合、本来、時間をかけて、ゆっくり処理をして綺麗してから川に放流しなければならない水が、あまりに短時間のうちに処理場に運ばれてしまうと、完全に綺麗にならないまま、川に放流してしまうという危険性も当然あるので、環境保全という側面から見れば、合流式よりも分流式の方が公的な側面からみても優れているということとなる。

ただし、分流式の場合、同じ箇所に管を2本通しているのもので、当然お金がかかる。その分のコストを、通常の営業収益で、下水道使用料だけでは賄いきれず、コストオーバーするという側面もどうしても出てくるので、その分については一般会計から繰り出してもらって構わないという、いわゆる公的な側面からみたルールが決められている。

このため、例えば、首都圏のように人口が密集しているところであれば、使用料が多く入ってくるので、分流式分も使用料で賄えて、経費回収率も高くなると考えられる。一方、本市では、人口31万人のうち、下水道区域内に住んでいるのが約17万人であり、どうしても区域内の人口密度が低く、使用料収入が増加しにくい状況にある。分流式分の汚水処理費については、一般会計から繰り入れてもらっているが、首都圏などと比べると、経費回収率が低く、一般会計にお世話になっている側面が高いという状況にある。

(委員)

収益的収支において利益が出た場合は、それを一般会計に戻すこととなるのか、あるいは公債の返還に充てることになるのか。利益が出た場合のルールがあれば教えてほしい。

公債については、少しずつ減少しているが、現在でも586億円の残高がある。また、国では、公債費負担比率というものを示しているが、これは一般会計のみに適用され、企業会計には適用されないのか。

(事務局)

1点目として、利益の取り扱いについて、法令上で決まっているものとしては、利益が出たら条例でどうするのか決めておく場合と、毎年度、どのように使うか議会に認定していただく場合の2パターンがある。本市では、特段、条例で定めていないことから、利益が出たら、毎年度、議会で認定を受けるような形となっている。

本市では、利益が出たら、翌年度以降の起債の償還に充てるため、議会の認定を受け、積立金として積立てている。翌年度以降、起債を償還するときに、その積立金を取り崩して、借入金の返済をするという流れとなっている。

2点目として、公債費負担比率については、公営企業会計には適用はされていない。公営企業の場合は、資金不足比率という比率で、企業経営の健全等を確認するというような形となっている。

以上